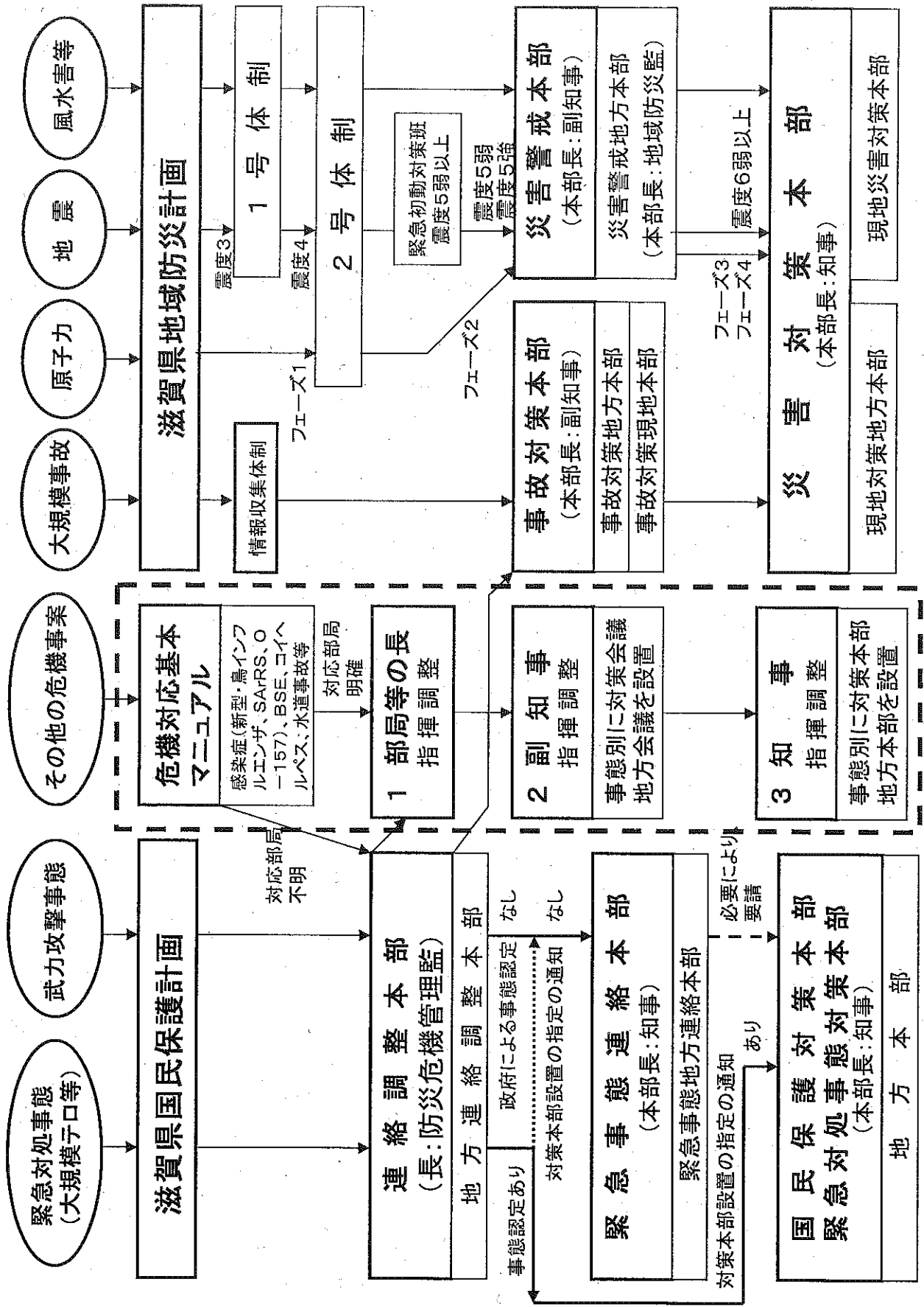


# 滋賀県危機管理対応図



# 滋賀県地域防災計画の概要

## 【地域防災計画】

地域防災計画			
風水害等 風水害対策編 (S38～)	地震 震災対策編 (S56～)	原子力災害 原子力災害対策編 (H13～)	突発事故等 事故災害対策編 (H16～)

## 【策定(見直し)の背景】

伊勢湾台風(S34)を契機に災害対策基本法(S36)が制定されたことに伴い策定	阪神・淡路大震災を契機に地域防災力の重要性が明らかになり、大幅な見直し	福島第一原発事故を踏まえ、原子力発電所等が多数立地する福井県で、万一の事態が発生した場合の本県への影響が懸念されるため見直し策定	突発的な事故や災害の増加に伴い、風水害等対策編に定める突発重大事故を明らかにするため策定
---	-------------------------------------	--	--

## 【計画の内容】

水害(河川、ため池等)、土砂災害(地すべり、砂防、急傾斜等)、雪害対策 など	琵琶湖西岸断層地震、花折断層、東南海・南海地震等による被害想定 震度7を想定した震災対策	敦賀原発、美浜原発、大飯原発で、東京電力福島第一原発の事故と同規模の放射性物質が外部に放出されたと想定した原子力災害対策	湖上災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模火災、林野火災対策
---	---	--	---

## 【初動体制】

大雨注意報 洪水注意報 大雪警報 暴風雪警報 1号体制(2名)	震度3 宿日直対応(2名)		船舶、航空機、鉄道、道路、危険物等の事故情報
	震度4 2号体制(8名)	フェーズ1 ※1 2号体制(8名)	情報収集体制
暴風警報 大雨警報 洪水警報 2号体制(8名)	震度5弱以上 緊急初動対策班設置 自主参集(班長・副班長) 震度5強以上(自主参集) 全緊急初動対策班要員登庁		
災害発生のおそれがあるとき	震度5弱、5強	フェーズ2 ※2	多数の死傷者発生、または発生のおそれがあるとき
	災害警戒本部 本部長＝副知事 副本部長＝防災危機管理監 本部員＝13課長		事故対策本部 本部長＝副知事 副本部長＝防災危機管理監 本部員＝13課長
	災害警戒地方本部 本部長＝地域防災監		事故対策地方本部 本部長＝地域防災監
			現地事故対策本部 本部長＝副知事が指名する者
知事が必要と認めるとき	震度6弱以上	フェーズ3 ※3 フェーズ4 ※4	知事が必要と認めるとき
	災害対策本部 本部長＝知事 副本部長＝副知事 本部員＝知事公室長 防災危機管理監 各部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長		
	災害対策地方本部 本部長＝地域防災監		
	現地災害対策本部 本部長＝知事が指名する者(副知事、防災危機管理監等)		

※1 重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合

※2 (1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めるとき

(2)原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡があったとき

(3)原子力事業者が原子力事業所の境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で1 $\mu$ SV/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき

(4)福井県が設置する空間放射線量を測定する固定観測局で1 $\mu$ SV/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき

※3 (1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めるとき

(2)原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき

(3)福井県が設置する空間放射線量を測定する固定観測局で5 $\mu$ SV/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき

※4 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

# 滋賀県国民保護計画の概要

## 1. 滋賀県における取組み

平成16年9月 国民保護法（正式名称：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）施行

平成18年1月 滋賀県国民保護計画（本編・資料編）の策定

※滋賀県国民保護事態別対応マニュアルの策定

- ①「爆発への対応」
- ②「有害物質（NBC）の漏洩等への対応」
- ③「避難・救援」
- ④「鉄道テロ対応」

## 2. 体制図

